

わかば学園の療育活動

～子どもたちの成長の場へ～

市立わかば学園では、市内在住で心身に障害のある、1歳から小学6年生の子どものその家族に、療育活動(医療的配慮を必要とする育成活動)や相談を行っています。今回は、わかば学園園長・諏訪利明氏にお話を聞きました。

◆発達障害の相談が増加

相談の対象は、原則として身体・知的面で発達に「つまずきのある子ども」ですが、近年、その中でも「発達障害」の疑いのある子どもとその家族からの相談が増えています。

最近では、定期健診で問題なしと診断された子どもが、幼稚園などの集団内でマイペースな行動をするようになり、それを心配した家族が相談に来るというケースが多くなっています。

発達障害は、「友だちを意識しない」「周囲のしていることに全く関心を示さない」「行動が落ち着かない」「親の言うことを聞かない」親の言うことを聞かない



▲諏訪園長

「発達障害」といっても、現れる症状は一人一人異なるため、最初は個別相談を実施しながら、その特徴を家族としっかり確認します。また、必要な場合は、医師を紹介して、より詳しく検査した上で、細かい診断名をきちんと付けてもらうこともあります。早期に診断名が付くことで、どのような症状が現れてくるかがより明確になり、子どもの感じ方、考え方を把握することができま

◆周囲の理解とサポートが重要

「発達障害」といっても、現れる症状は一人一人異なるため、最初は個別相談を実施しながら、その特徴を家族としっかり確認します。また、必要な場合は、医師を紹介して、より詳しく検査した上で、細かい診断名をきちんと付けてもらうこともあります。早期に診断名が付くことで、どのような症状が現れてくるかがより明確になり、子どもの感じ方、考え方を把握することができま



▲相談の様子

◆個々に合わせたプログラムを実施

症状がはっきりしたら、次に、子どもたちの能力を見極め、興味や関心に合わせたいろいろなプログラムを実施していきます。周囲と異なる感じ方・考え方を理解し、受け入れてくれる環境の中で、子どもたちは、伸び伸びと自分らしく過ごし、成長していくことができます。

学園には現在、通園・相談・学童などで、160人以上の子どものたちが登録しています。いろいろな経験の中で「自分探し」をしていく子どもたちは、地域や周囲の方々の理解と、優しいまなざしを必要としています。みなさんのご支援をよろしくお願ひします。

わかば学園

〔住所〕 中新田383-1
わかば会館内
〔連絡先〕 ☎235・2703
〔開設時間〕 9時～17時

おあきな

障害をお持ちの中学生以上を対象に、デイサービス(自立・余暇支援などの療育事業)を行っています。開設時間など詳細は、お問い合わせください。

〔住所〕 上今泉2-11-40
サーパス海老名108号
〔連絡先〕 ☎233-9996

地域活動支援センター「びーな」の取り組み

～発達障害へ支援～

地域活動支援センター「びーな」(ピーナス)は、今年4月に市の補助を受けて開設し、市内在住で主に精神・知的・発達障害のある方や、その家族への相談支援と居場所の提供を行っています。

◆一人一人に合った「個別支援」を実施

発達障害は、診断名が同じでも、子どもの個性・年齢・発達の状況・環境などによって症状はさまざまです。同センターでは、診断名だけでひとまとめに判断せず、日常生活で困ったこと、苦手なことについて子どもたちと話し合い、一人一人に合った支援や解決方法を一緒に考える「個別支援」を行っています。

◆具体的な取り組み

【対人関係支援】 発達障害の特徴の一つに、コミュニケーションの不得意が挙げられます。幼少期に大きなつまずきがあった場合でも、年齢を重ねるにつれて、対人関係でトラブルが発生したり、子ども自身がストレスを感じるようになったりすることがあります。

このような時に、社会生活の中で孤立したり、二次的な問題が発生したりすることのないよう、相談者の話にしっかりと耳を傾け、対処法を一緒に考えます。

【家族支援】

支援を行っていく上で、家族の心の安定はとても重要です。しかし実際には、周りに相談できる環境が少ない、情報が手に入りくいなどの理由で、不安を感じる家族が多いことも事実です。



▲相談の様子

各種教室にご参加ください

①身体障害者絵手紙教室

社会参加と創造する喜びを味わってもらうことが目的です。

▷日時 1月22日(全4回) 9時30分～(約2時間) ▷場所 わかば会館2階工作室 ▷対象・定員 市内在住で身体障害者手帳をお持ちの方・15人 ▷持ち物 材料をお持ちの方は持参 ※事前に購入可 (下表参照)。

内容	価格	内容	価格
毛筆	505円	プラスチックパレット	108円
絵手紙用の墨取筆(彩色筆)	390円	絵手紙用の画仙紙(20枚)	320円
青墨(墨汁)	45円	習字用半紙(10枚)	90円
		顔彩	(12色)1,260円 (18色)1,890円

※水入れ(筆洗い用・顔彩用)、硯(すずり)は無料です。

②家族教室

心の病気に関する講義やグループワークです。ほかの家族と病気について話し合いませんか。秘密は厳守します。

▷日程 2月までの月1回開催(12月の開催日=19日)

▷12月の内容 「家族S S T(生活技能訓練)～本人とうまく付き合うための技法～」▷講師 夢風舎・土屋徹氏▷対象 心の病気を持っている方のご家族▷主催 厚木保健福祉事務所、市。

③生活教室

心の病気をお持ちの方を対象に、規則正しい生活習慣や対人関係を楽しみながら身に付けます。

▷日程 月2回午前 ▷内容 コーラス・調理実習・ハイキングなど。

※②③の日時・内容・会場など、詳細はお問い合わせください。

甲 園 障害福祉課(☎235・4813)。

こころのバリアフリー2008 ～かかわり・つながり・ささえあい～

市では、みんなが安心して暮らせるまちづくりの推進のため、講演会とシンポジウムを開催します。

近年、うつ・自殺・虐待・引きこもりなど、心の問題が原因で引き起こされる事件・事故が多発。大きな社会問題となっています。今回は、今年度の市のテーマ「子どもの年」に合わせて、思春期の子どもにも焦点を当て、多感な時期の子ども達の心の問題について考えます。

▷日時 3月9日(日)13時～16時 ▷場所 文化会館大ホール ▷内容 ▶第1部=講演会「今、地域でできること、身近な人ができること～夜回り先生から～」(講師=夜回り先生・水谷修氏) ▶第2部=シンポジウム「かかわり・つながり・ささえあい」(コーディネーター=岩室紳也氏と、障害をお持ちの方やその家族などによる討論会)▷定員 1000

◆高齢者虐待防止

虐待の起こらない、安心して暮らせるまちづくりのため、日常生活でできることから始めましょう。

【地域での見守りや声掛けを】

- 近所の高齢者や介護をしている方に、やさしく声掛けを
- 夜になっても電気が消えている、新聞が何日もたまっていないなど、様子がおかしいと思ったら、相談窓口へ。地域での見守りや気遣いが、虐待防止につながります

【家族みんなで助け合い】

- 介護を主にを行う方の負担が大きくなるような、家族みんなで協力を
- 介護をしている方は、負担を抱え込まないよう心身の健康に気を配り、自分自身の生活も大切に
- 【高齢者自身ができること】
- 趣味など生きがいを見つけ、日ごろいろいろな人と会話し、地域活動に参加を
- 家族の中で「ありがとう」と感謝の気持ちを伝え合ってください
- 経済面での将来設計を立ててください
- 自分で行うことは自分で、自立した生活を

昨年4月、高齢者虐待防止・養護者支援法が施行されました。これに伴い市では、高齢者虐待の防止と早

◆高齢者虐待相談窓口

高齢者の介護や虐待でお悩みの方は、市高齢福祉課または各地区の地域包括支援センター(左記)にご相談ください。

- ◆海老名東地域包括支援センター(☎292・1411)
- ◆(対象地域) 柏ヶ谷・東柏ヶ谷・望地
- ◆海老名北地域包括支援センター(☎231・6061)
- ◆(対象地域) 上郷・下今泉・上今泉
- ◆海老名中央地域包括支援センター(☎234・2973)
- ◆(対象地域) 勝瀬・中央・国分南・国分北
- ◆さつき町地域包括支援センター(☎234・7226)
- ◆(対象地域) 中新田・さつき町・河原口・社家
- ◆国分寺地域包括支援センター(☎233・8888)
- ◆(対象地域) 大谷・国分寺台・浜田町
- ◆海老名南地域包括支援センター(☎238・7691)
- ◆(対象地域) 中河内・中野・今里・上河内・杉久保・本郷・門沢橋

発達障害等へ理解と支援を

～市の障害者支援事業～



障害福祉課(☎235・4813)

～発達障害とは～

脳に何らかの機能障害があるために、物事の理解・判断・記憶・推論・思考といった、認知機能の発達に遅れや偏りが生じることです。知的障害、広汎性発達障害(自閉症)、高機能広汎性発達障害(アスペルガー症候群・高機能自閉症)、注意欠陥多動性障害、学習障害などがあります。

12月3日(国際障害者デー)から9日(障害者の日)は「障害者週間」です。期間中は、国や自治体などで、障害者への理解推進や啓発活動を実施しています。子どもとの問題行動は、本人の性格や親のしつけが原因ととらえられがちですが、それらは発達障害の可能性もあり、早期の専門療育や支援が必要となります。平成17年4月には、「発達障害者支援法」が施行され、発達障害者への福祉的支援法が法制化されました。しかし、発達障害に対する社会の理解や支援は、未だ不足しているのが現状です。今回は、市が進めている障害者支援事業について、発達障害支援を中心にお知らせします。

聴覚障害等をお持ちの方へ手話通訳者などの利用を



【毎金 市役所に手話通訳者を配置】 市役所で相談や手続きをする際に「利用ください。」▷配置日時 毎金13時～17時30分 ▷場所 障害福祉課

【手話通訳者・要約筆記員を派遣します】 ▷対象 市内在住で聴覚・音声・言語機能障害手帳を有し、公的機関や医療機関等に行く際に通訳が必要な方 ▷費用 無料(交通費除く)。

甲 園 派遣希望日の7日前までに、ファクスまたは直接、障害福祉課(☎235・4813、高235・5731)へ。

障害者リハビリテーション事業の利用者募集



▽実施日 土曜日(1回1時間程度) ▷場所 わかば会館2階 ▷対象 心身障害が原因で心や体の機能が低下し、医療機関での治療後も継続して、機能回復訓練が必要な65歳未満の方 ▷内容 理学療法士や作業療法士による訓練 ▷費用 1回600円

甲 園 主治医の指示書を必ず持参し、直接わかば学園(☎235・2703)へ。

～高齢者虐待とは～

家族(介護者)など身近な人が、高齢者に不適切な扱いを行うことです。昨年1年間に、地域包括支援センターに寄せられた虐待相談件数は計292件と、虐待は深刻化しています。

虐待には次のようなものがあります。

- 【身体的虐待】 殴る、けるなどの暴力
- 【心理的虐待】 怒鳴る、言葉の暴力など
- 【経済的虐待】 必要なお金を渡さないなど
- 【介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)】 必要な食事・入浴・排せつの世話をしないなど
- 【性的虐待】 高齢者へのわいせつ行為など

※虐待は、必ずしもこれらが単独で発生するわけではなく、複数が同時に発生する場合もあります。

高齢者虐待の早期発見と防止を



●虐待のないまちづくりのため 高齢者虐待は、在宅介護による疲れやストレス、経済事情、人間関係など、さまざまな問題が絡み

合せて起こっています。虐待の起こらない、安心して暮らせるまちづくりのため、日常生活でできることから始めましょう。

【地域での見守りや声掛けを】

- 近所の高齢者や介護をしている方に、やさしく声掛けを
- 夜になっても電気が消えている、新聞が何日もたまっていないなど、様子がおかしいと思ったら、相談窓口へ。地域での見守りや気遣いが、虐待防止につながります

【家族みんなで助け合い】

- 介護を主にを行う方の負担が大きくなるような、家族みんなで協力を
- 介護をしている方は、負担を抱え込まないよう心身の健康に気を配り、自分自身の生活も大切に
- 【高齢者自身ができること】
- 趣味など生きがいを見つけ、日ごろいろいろな人と会話し、地域活動に参加を
- 家族の中で「ありがとう」と感謝の気持ちを伝え合ってください
- 経済面での将来設計を立ててください
- 自分で行うことは自分で、自立した生活を

昨年4月、高齢者虐待防止・養護者支援法が施行されました。これに伴い市では、高齢者虐待の防止と早